

## 郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、「国民生活においては土曜日の位置付けが不明確になっていることを踏まえ、郵便法では土曜日が平日扱いであることを国民に分かりやすい表示に変更すべきである。」等の意見を踏まえて、平成25年3月26日に日本郵便株式会社にあっせんし、同年9月30日に日本郵便株式会社から回答を受領しました。

### （行政相談の要旨）

私がよく利用する郵便ポストの取集時刻の表示は、平日と休日に区分されている。土曜日に投函しようとしたところ、平日であれば、取集時刻に間に合うが、休日であれば、最後の取集が終了している時間帯であり、土曜日が平日と休日のどちらに区分されるか分からなかったため、最寄りの郵便局に持参した。郵便ポストの取集時刻における「土曜日」の取扱いがはっきり分かるように表示してもらいたい。

※ 本件は、四国行政評価支局が受け付けた相談事案。

### （あっせん要旨）

日本郵便株式会社は、利用者の利便性の向上の観点から取集時刻の表示が「平日」及び「休日」の2区分表示とされている旧型郵便ポストにおいては、「土曜日」の取集時刻が「平日」に含まれることを明確に表示する必要がある。



### （回答要旨）

日本郵便株式会社では、あっせんを受けて次のとおり対応。

平成25年4月26日に「ポストの一斉点検等の実施に関する指示」を発出し、取集時刻が2区分表示となっている郵便ポストについては、3区分表示に修正するよう指示。

その結果、2区分表示であった郵便ポストすべてに対して、土曜日の取集時刻を追加表示した。

※ 平成24年3月31日時点で全国に設置されていた郵便ポストは約18万5,000本。そのうち、2区分表示となっていた約9万7,000本すべてについて、平成25年8月31日までに対応。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室長 花田 聡

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>